

道内自治体 し尿処理手数料一覧

資料4(参考)

		収集運搬料金 (1ℓあたり)		処分料金 (1ℓあたり)		し尿処理手数料	
	恵庭市	5円	※仮設トイレ:別途1箇所につき880円の基本料金を加算	設定なし		5円	
1	札幌市	常設	12.9円 (処分料金含む:350円/27ℓ)	浄化槽	4.8円	12.9円	
		仮設	23.3円 (処分料金含む:630円/27ℓ)			23.3円	
2	小樽市	家庭	8.05円	家庭	1.7円	※浄化槽汚泥処分手数料は、収集運搬を行う浄化槽清掃業者より徴収している。	9.75円
		家庭以外	12.05円				家庭以外
3	旭川市	9円	※浄化槽汚泥は許可業者が任意に設定	設定なし		9円	
4	室蘭市	設定なし		区域内	11.9円	11.9円	
				区域外	3.6円	3.6円	
				仮設	3.6円	3.6円	
				浄化槽	0.8円		
5	釧路市	6.75円	※浄化槽汚泥は許可業者が任意に設定	浄化槽	7.06円	6.75円	
6	帯広市	6円		設定なし		6円	
7	北見市	6.2円	※市民負担としては左記のとおりではあるが、許可業者で設定している料金と差がある場合には、その減収相当分を補助している。	収集運搬料金に含む		6.2円	
8	岩見沢市	7円			2円	7円	
9	苫小牧市	区域内	6.44円	収集運搬料金に含む		6.44円	
		区域外	4.88円			4.88円	
10	江別市	6円	※仮設トイレは200ℓまで1,200円 200ℓを超える20ℓにつき120円	浄化槽	4円	6円	
11	千歳市	浄化槽汚泥生活雑排水 7円 ※許可業者3社の収集運搬料金については、事業者ごとに異なるため、平均額を記載。		常設	10円	10円	
				仮設	15円	15円	
				浄化槽汚泥生活雑排水	3円		
12	富良野市	8.8円			1.1円	9.9円	
13	北広島市	11.95円			1.05円	13円	
14	石狩市	7円		処理については、H28.10より札幌市へ業務委託		7円	

※R4年度時点
※恵庭市調べ